

ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(延滞金)</u></p> <p><u>第11条 管理者は、負担金の納付義務者が納期限後に当該負担金を納付する場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該納付金額につき年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>4 <u>当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年</u></p>	<p><u>(延滞金)</u></p> <p><u>第11条 管理者は、負担金の納付義務者が納期限後に当該負担金を納付する場合においては、当該納付額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付額が2,000円以上(当該納付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、当該納付額について年14.5パーセント(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)に年7.25パーセントの割合を加算した割合が年14.5パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合に年7.25パーセントを加算した割合とする。ただし、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント(当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。</u></p> <p>附 則</p>

7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。